

小山市空き家バンク制度Q&A

よくあるご質問をQ&A形式でまとめました。

空き家を売りたい・貸したい人	
Q1	空き家バンクとは、どんな制度ですか。
A	小山市内の空き家を売却・賃貸したい所有者が空き家バンクに登録し、その空き家を購入・賃借したい方の申し込みを受け、所有者や仲介業者を紹介する制度です。空き家を有効活用し、小山市への移住・定住を促進することを目的としています。
Q2	登録に費用はかかりますか。
A	空き家バンクへの物件登録・利用者登録には、費用はかかりません。仲介業者への仲介手数料等が必要となります。
Q3	空き家の情報は、どこで見られますか。
A	市ホームページ「小山市空き家バンク」で閲覧できます。市役所別館2階「建築指導課・空家対策室」でも閲覧できます。
Q4	空き家バンクを利用すると、補助などはありますか？
A	空き家バンクに登録した物件のリフォーム工事、家財道具の処分に対して補助金を交付しています。
Q5	空き家の情報は、どこまで公開されますか？
A	賃貸又は売却の別、写真、住所（大字まで）、希望価格、物件の概要、設備状況、主要施設までの距離及び間取り図を公開します。
Q6	空き家バンクの登録は、賃貸か売買のどちらか一方ですか？
A	「賃貸」、「売買」、又は「賃貸と売買の両方」で登録できます。
Q7	空き家バンクの登録期間は、何年ですか。
A	登録期間は2年です。再登録も可能です。
Q8	家財が残っていますが、そのまま貸すことができますか？
A	家財や家電製品などは、建物に残さないようにお願いします。空き家バンクに登録された場合は、「空き家バンクリフォーム補助制度」を利用して、家財を処分することができます。
Q9	古い空き家でも、空き家バンクに登録できますか？
A	空き家の現地調査結果、老朽化が著しいものや大規模な改修が必要なもの、違法建築物等の場合は、登録をお断りすることがあります。
Q10	不動産業者に仲介を依頼した場合、手数料はかかりますか？
A	法律で規定されている仲介手数料が発生します。詳しくは担当不動産業者にお尋ねください。